

申請の手引

- 「認定特定行為業務従事者」認定証交付申請
- 「登録喀痰吸引等事業者」登録申請
- 「登録特定行為事業者」登録申請

令和8年3月

介護職員等によるたんの吸引等のしくみ

1 制度の概要

たんの吸引及び経管栄養（以下、たんの吸引等）は医行為に該当し、医師法等により医師、看護師等のみ実施可能となっておりますが、例外として厚生労働省の通知により、介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として、一定の要件の下（本人の文書による同意、適切な医学的管理等）、運用により認められてきました。（実質的違法性阻却）

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）の改正により、平成 24 年 4 月 1 日（法施行日）以降、一定の研修を受けた介護職員等は、医師や看護師との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施できることとなりました。

（1）実施可能な介護職員等

- ① ヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員や現任の介護福祉士などで、所定の研修修了後に従事者認定を受けている者（認定特定行為業務従事者。介護福祉士やヘルパー 2 級などの資格の有無は問いません）
- ② 介護福祉士登録証に特定行為の付記を受けた者

※平成 24 年 3 月末時点において、既に一定の要件の下で喀痰吸引等を行っており、制度施行当時に、経過措置対象者として既に特定行為業務従事者の認定証の交付を受けている者は、認定を受けた範囲（法施行前に通知に基づき実施していた特定の者に対する、特定の行為の範囲）に限り、吸引等の行為を行うことができます。経過措置対象者の認定範囲を超えた行為を行う場合は改めて必要な研修を受講する必要があります。

（2）実施可能な行為

- ① 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - ② 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
- ※研修の課程に応じて実地研修を修了した行為のみ実施可能

（3）対象者

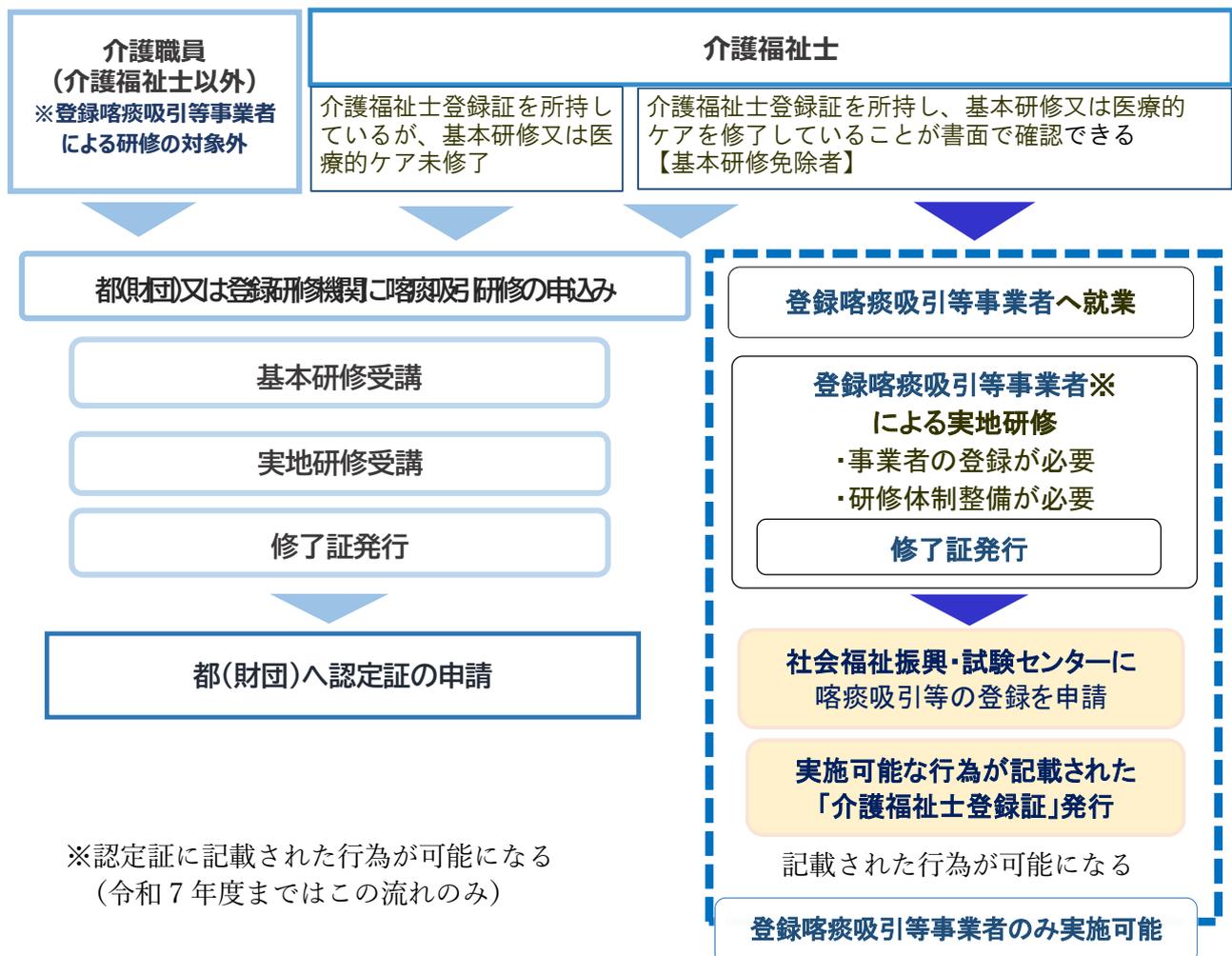
- ① 不特定多数の者
高齢者の介護施設や居住系サービス等において、複数の利用者に複数の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合を「不特定多数の者」といいます。
※介護福祉士登録証に特定行為が付記された介護福祉士は不特定多数の者対象の資格に該当し、付記された行為のみ行うことができます。
- ② 特定の者
利用者とのコミュニケーションなど、利用者との個別関係を重視して、喀痰吸引等を実施する場合を「特定の者」といいます。

2 たんの吸引の業務ができるまで

業務としてたんの吸引等を実施するためには、対象者にあわせた所定の研修（喀痰吸引等研修※）を修了した上で、従事者認定及び事業者登録が必要です。

なお、介護福祉士登録証を所持し、不特定多数の者対象の研修の基本研修又は医療的ケアを修了していることが書面で確認できる介護福祉士は、「登録喀痰吸引等事業者」（事業者登録の申請が必要）へ就業した上で、実地研修を行い「介護福祉士登録証」に実施可能な行為を付記することにより当該事業所においてたんの吸引等を行うことも可能です。

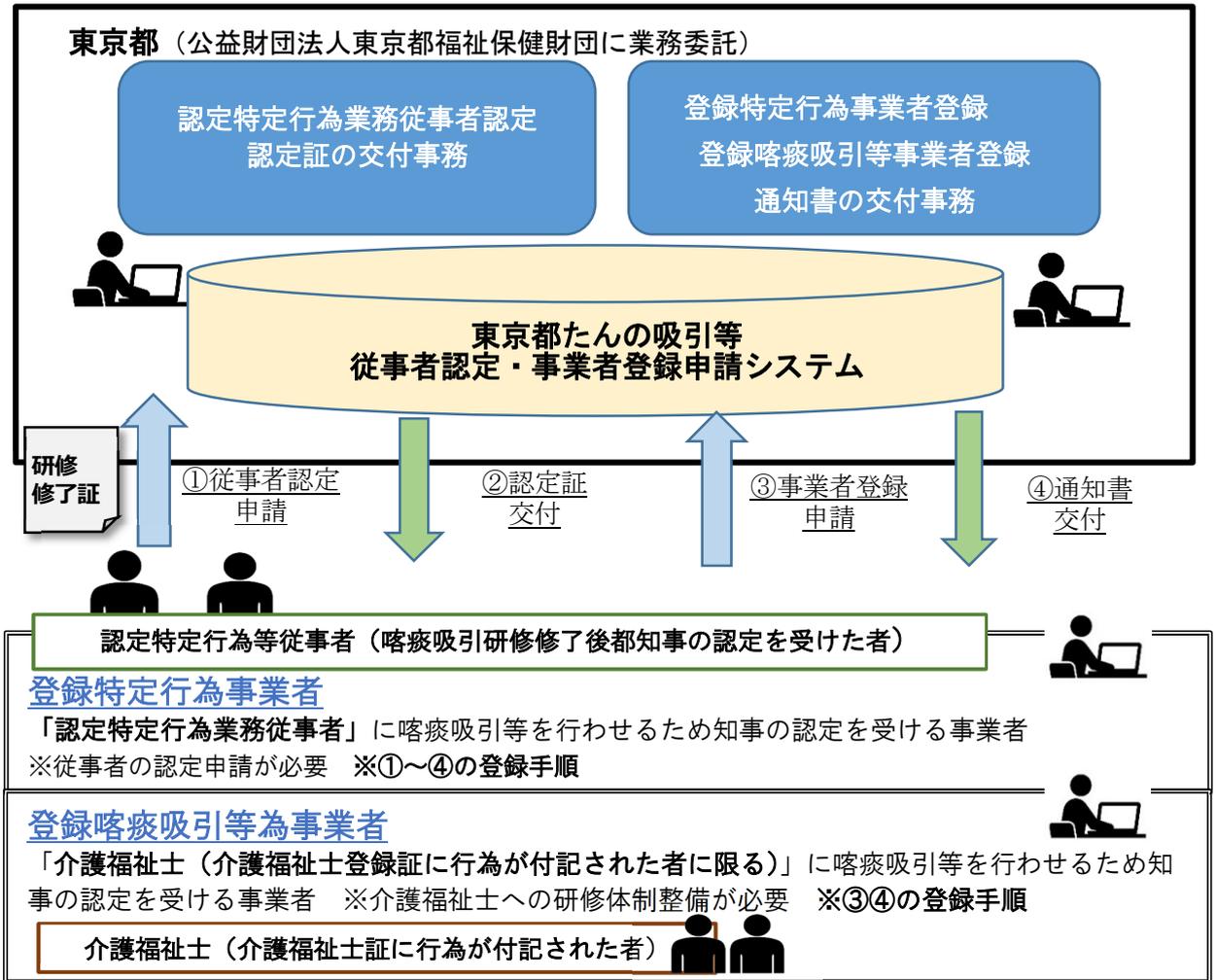
【介護従事者が喀痰吸引等業務を行うまでの流れ】



【注意】喀痰吸引等に関する罰則等

- 登録を受けないで特定行為業務を行った場合や特定行為業務の停止の命令に違反した場合 30 万以下の罰金(附則第 31 条)になる場合があります。
- 介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
(社会福祉士及び介護福祉士法第45条)
- 以下の場合は登録事業者の取消等の処分になる場合があります
(社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 7)
 - ・ 実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行かせた場合
 - ・ 介護福祉士に対し、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合

《たんの吸引等業務に係る登録の流れ》



(1) 認定特定行為業務従事者の認定申請

介護職員等がたんの吸引等を行うためには、法に定められた研修(喀痰吸引等研修)を受け、たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、都道府県から「認定特定行為業務従事者」（以下、「従事者」という。）の認定を受けることが必要です。(流れ図①②)

※社会福祉振興・試験センターへの喀痰吸引等登録の申請により「実施できる行為が付記された介護福祉士資格証」を交付された者、看護師等の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者は認定特定業務従事者の認定は不要です。

※平成 23 年度末までに、一定の要件の下でたんの吸引等を行っていた方には、「認定特定行為業務従事者証（経過措置）」を発行し、法施行前に通知に基づき実施していた特定の者に対する、特定の行為の範囲に限り、吸引等の行為が認められています。経過措置対象者の認定範囲を超えた行為を行う場合は改めて必要な研修を受講する必要があります。

(2) 事業者の登録申請

従事者が所属する事業所も登録が必要です。「登録特定行為事業者」又は「登録喀痰吸引等事業者」として登録を行うことにより、はじめて対象者へのたんの吸引等のサービスを提供することができます。喀痰吸引等を行わせる介護職員等の資格に応じて、「登録特定行為事業者」又は「登録喀痰吸引等事業者」のいずれか又は両方の登録を行ってください。(流れ図③④)

3 申請手続き

(1) 従事者の認定（新規申請）

たんの吸引等を実施する方（従事者）は、研修修了証の交付を受けた上で、「認定特定行為業務従事者認定証」の「東京都たんの吸引等従事者認定・事業者登録申請システム」（以下、「システム」）によりご申請ください。（原則、東京都に住民票がある方に限ります。）

① 対象者

- ・平成24年度以降、都道府県又は登録研修機関が実施した研修を修了した方

② 認定する喀痰吸引等の行為の範囲

都道府県又は登録研修機関が実施する下表の研修課程により修得された特定行為

研修課程	対象	認定する（実施できる）行為
第1号研修	不特定の者対象	喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養
第2号研修		以下のうち、実地研修を修了した行為 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養
第3号研修	特定の者対象	以下のうち、特定の者に対して実地研修を終了したもの 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養

※特定の者対象の認定証を交付済みの従事者であっても、**異なる対象者**へたんの吸引等を実施する方については、再度実地研修を行った上で「新規申請」を行う必要があります（同じ対象者へ実施する行為を追加する場合は、「変更申請」となります。）。

③ 申請方法

以下の財団ホームページに掲示の「電子申請操作マニュアル」、「入力例」を参考にシステムでの申請をお願いします。なお、システムのご利用前に「システムの利用規約」を十分にお読みください。（システムにアクセスし、利用した時点で、本規約に同意したこととなります。）

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉人材養成室 たんの吸引担当

URL：<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyuu/touroku/>

（従事者認定・事業者登録のページ）

東京都福祉保健財団 従事者認定

検索



■申請メニュー

修了した研修により申請書入力先が異なるため、研修修了証をご確認の上、選択ください。

第1号研修又は第2号研修修了者申請用メニュー	第3号研修修了者申請用メニュー
従事者認定【新規申請】(第1号、第2号：不特定)	従事者認定【新規申請】(第3号：特定)
処理状況 申請書入力	処理状況 申請書入力

■添付書類（PDF・写真等のファイルを添付）

- ・住民票の写し（6か月以内に発行されたマイナンバーの記載がないもの）※
※東京都福祉保健財団で実際に申請書類を収受した日から遡り6か月以内に区市町村で交付を受けた申請者本人が記載されたもの。（マイナンバーは付箋等でマスクすれば添付可）
- ・社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
※令和7年度から、誓約書の内容を一部変更します。過去の様式ではなく、必ずシステム等から新しく取得した様式をご使用ください。

④ 認定証の交付

- ・原則として、毎月の締日は、15日、末日になります。
 - ・不備のない申請書類を受理した場合は、締日から約12営業日程度で発送いたします。
- ※締日までに提出された場合であっても、申請書類に不備があった際は、上記のとおりには交付できない場合がありますので、ご了承ください。

⑤ 認定後の変更

認定特定行為業務従事者として認定後、「氏名」「住所」及び「認定を受けた行為」に変更が生じた場合は「従事者認定【変更申請】」で申請をお願いします。

<例1> 認定特定行為業務従事者として認定を受けた内容に変更が生じた場合

「氏名」「住所」及び「認定を受けた行為」の項目に変更が生じた場合は、遅滞なく「従事者認定【変更申請】」で申請をお願いします。

平成24年度以降認定者申請メニュー	平成23年度以前認定者（経過措置）申請メニュー
従事者認定【変更申請】	従事者認定(経過措置)【変更申請】
処理状況 申請書入力	処理状況 申請書入力

<例2> 認定特定行為業務従事者認定証を紛失または汚損した場合

従事者認定【再交付申請】を申請して下さい。

※認定証が再交付された後に紛失した認定証が見つかった場合は、財団へご連絡ください。

平成24年度以降認定者申請メニュー

従事者認定【再交付申請】

処理状況
申請書入力

平成23年度以前認定者（経過措置）申請メニュー

従事者認定(経過措置)【再交付申請】

処理状況
申請書入力

※「氏名」及び「認定を受けた行為」の変更申請時は、交付済みの認定証を以下のように公印部分で切断のうえ、カラーの画像を添付してください。（郵送による差替えの代わり）

裏面がある認定証の場合、現在もケアしている方のみ○をつけてください。

「住所」変更の場合は、切断せずに画像を添付してください。

様式第2-2号（特定の者対象）

認定特定行為業務従事者認定証
（省令別表第三号研修修了者）

氏名
生年月日

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。
ただし、下表の対象者に対する特定行為種別に限る。

登録年月日	
登録番号	
対象者氏名	
特定行為種別 （○をつけたもの）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引
	<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引
	<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引
	<input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

東京都知事 小池百合子 印

(注意)
 (1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
 (2) この認定証を著しく汚損し、又は失ったときは、遅滞なく再交付申請書を、著しく汚損した場合にあってはこの認定証を添えて、都知事へ提出しなければならない。

(裏面)

登録番号	11111111	特定行為種別（○をつけたもの）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引
登録年月日	令和4年1月25日		<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引
対象者氏名	東京 太郎		<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引
			<input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
登録番号		特定行為種別（○をつけたもの）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引
登録年月日			<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引
対象者氏名			<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引
			<input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
登録番号	333333333	特定行為種別（○をつけたもの）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引
登録年月日	令和5年1月25日		<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引
対象者氏名	介護 一郎		<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引
			<input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
登録番号		特定行為種別（○をつけたもの）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引
登録年月日			<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引
対象者氏名			<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引
			<input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
登録番号		特定行為種別（○をつけたもの）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引
登録年月日			<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引
対象者氏名			<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引
			<input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
登録番号		特定行為種別（○をつけたもの）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引
登録年月日			<input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引
対象者氏名			<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引
			<input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

継続してケアをしている方のみ
○をつけてください

(2) 事業者の登録

① 対象事業者

個人・法人に関わらず、介護職員等による医療的ケアを実施する場合は、事業所ごとに事業所が所在する都道府県において、喀痰吸引等を行わせる介護職員等の資格に応じて登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録を受ける必要があります。

② 登録基準（法第48条の5、省令附則第26の3）

※登録適合書類（別記第1号様式-3）で確認します。

■ 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されていること

- ・医師の文書による指示
- ・医療関係者との連携確保及び役割分担
- ・喀痰吸引等計画書の作成
- ・喀痰吸引等実施状況報告書の作成
- ・急変時等の対応
- ・業務方法書の作成

■ 医療的ケアを安全かつ適正に実施するための必要な措置が講じられていること

- ・安全委員会の設置、研修体制の整備その他の安全体制の確保
- ・備品等の確保
- ・衛生的な管理及び感染症予防措置
- ・対象者又はその家族等への説明と同意
- ・秘密の保持

■ 介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること【登録喀痰吸引等事業者のみ】

■ 医療的ケア実施体制が充実しており、介護福祉士等が実施する必要性に乏しい場合は非該当
病院又は診療所は登録事業所の対象外とされており、介護療養型病床及び病院又は診療所で実施している通所リハ・訪問リハビリテーションについても本事業の対象外です。

③ 申請方法

以下の財団ホームページに掲示の「電子申請操作マニュアル」、「入力例」を参考にシステムでの申請をお願いします。なお、システムのご利用前に「システムの利用規約」を十分にお読みください。（システムにアクセスし、利用した時点で、本規約に同意したこととなります。）

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉人材養成室 たんの吸引担当

URL：<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>

（従事者認定・事業者登録のページ）

東京都福祉保健財団 従事者認定

検索



※各様式や参考書類等は、公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページに掲載しています。

入力例を参考にしながら、記載誤りや添付書類もれのないようご注意ください。

■申請メニュー

- ・東京都たんの吸引等従事者認定・事業者登録申請システム
→事業者登録【新規申請】



■添付書類（PDF・写真等のファイルを添付）

- ・設置者に関する書類

法人の場合：定款又は寄付行為及び登記事項証明書

個人の場合：住民票の写し（6か月以内に発行されたマイナンバーの記載がない原本）

※住民票の写しは、東京都福祉保健財団で実際に申請を収受した日から遡り6か月以内に
区市町村で交付を受けた申請者本人のみ記載のもの。（マイナンバーの記載がないもの。
マイナンバーは付箋等でマスクすれば添付可）

- ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（第1号様式-1）
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（第1号様式-3）

※基準を満たすことが確認できる「添付書類」が必要です。

（「添付資料」の作成例は、東京都福祉保健財団のホームページに掲載しています。）

- ・登録証等

業務従事者が認定特定行為業務従事者の場合：認定特定行為業務従事者認定証のコピー

※保健師、助産師、看護師又は准看護師等の免許を有している者が、介護職員として従事する
場合は、各免許証のコピーを添付してください。

④ 登録通知書の送付

原則として、毎月の締日は、15日、末日になります。

・不備のない申請書類を受理した場合は、締日から約12営業日程度で発送いたします。

※締日までに提出された場合であっても、申請書類に不備があった際は、上記のとおりには交付できない
場合がありますので、ご了承ください。

⑤ 登録後の変更手続き等

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録後、登録した内容に変更が生じる場合は、
手続きが必要です。詳細はホームページをご確認下さい。

< 1 > 変更の届出

以下の事項に変更が生じた場合に変更の届出が必要になります。

※法人の名称、法人の住所、事業者の名称が変更になった場合は、届出後に変更後の内容で登録通知証を交付します。

※2-2-2 の名簿変更に伴い行為を追加する場合は**変更申請**でなく、**更新申請**になります。
ご注意ください

※登録喀痰吸引等事業者の追加など事業者区分の変更は2-3-1の変更で行います。

2-1.設置者に係る事項 *

- 2-1-1.法人の名称
- 2-1-2.代表者氏名
- 2-1-3.法人の住所
- 2-1-4.事業所の名称
- 2-1-5.事業所の所在地
- 2-1-6.法人の寄附行為又は定款

2-2.登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録に係る事項 *

- 2-2-1.業務方法書
- 2-2-2.従事者名簿・研修報告書
- 2-2-3.喀痰吸引等の実施に係る備品一覧
- 2-2-4.実地研修責任者の氏名
- 登録喀痰吸引等事業者の登録に係る事項の変更無

2-3.事業者区分に係る事項 *

- 2-3-1.事業者区分の変更
- 事業者区分に係る事項の変更無

■申請メニュー

- ・東京都たんの吸引等従事者認定・事業者登録申請システム
→事業者登録【変更申請】

事業者登録【変更申請】
処理状況
申請書入力

< 2 > 更新の申請

実施する喀痰吸引等（特定行為）の**行為を追加する**ときは申請が必要になります。

※新規登録の際と同様の添付書類が必要になります。

■申請メニュー

- ・東京都たんの吸引等従事者認定・事業者登録申請システム
→事業者登録【更新申請】

事業者登録【更新申請】
処理状況
申請書入力

4 申請先について

東京都福祉財団が東京都の委託を受け、電子申請された申請等について審査を行っています。

<事業者登録の申請単位（事業者の指定ごと）について>

Q 登録特定行為事業者の申請は、事業所ごとに必要とされていますが、併設事業所などを一括して登録申請することは可能ですか？

A 事業所の指定単位（事業所番号）ごとに登録申請いただきますが、**人員配置が一体的であり、利用者も同一であり、介護保険法に加え、障害者総合支援法で指定を受けている場合は、一括で登録することが可能です。**事業所の申請単位（事業所の指定ごと）については、この他、東京都福祉保健財団のホームページに「よくある質問」を掲載していますので、参考にしてください。

【電子申請に関する問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉人材養成室 たんの吸引担当

TEL: 03-3344-8629(平日9時から17時30分まで)

URL: <https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>

(従事者認定・事業者登録のページ)

【制度に関する問い合わせ先】

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護人材担当

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

URL: <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

URL: <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/tankyuin/jigyoshatouroku.html>